

公共労速報 No.265

2018年2月16日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

公共労は、2月10日11日に春闘中央委員会を開催し、2018春闘の運動方針と統一要求を決定しました。さあいよいよ春闘です！団結して要求の前進を勝ち取りましょう！その最初が「ストライキ決意表明投票」です！みなさんご協力お願いします。

2018 春闘統一要求の主なものを解説します



(ストライキ決意表明投票の投票用紙に記載されている項目と連動しています)

1 労働条件改善のために増員を！

休めない、夜勤回数多い、妊娠しても夜勤免除もできない…根本には人員不足がありますね。年休が取得できる人員を！夜勤月8回以内で収まる人員を！粘り強く訴えます。

2 生活を守るための賃上げを！

給料表は人事院勧告通りに上がっていますが、それ以上に物価が上がっているので実質賃金は減っています。生活を守るために必要な賃上げと、夜勤、早朝、年末年始などの勤務、専門職にふさわしい賃金と手当を要求します。

3 労働基準法違反の一掃を！

例えば、「年休を請求したら師長に断られた」「休日に業務命令で委員会に出席しても手当なし」…これらは労働基準法（労基法）違反。労基法は労働者を守る法律であり、最低限のルールです。病院にはしっかり労基法を守ってもらい、働くルールを確立します。

4 年休取得率の向上を！

年休の昨年度の平均取得日数は8.2日。中には0日という人も。背景に人員不足があることは言うまでもありませんが、人員増を待っている、いつまでたっても年休はとれません。「休めない→疲弊する→辞める→人員減る→休めない」この悪循環を断ち切るためにも、年休を最初から勤務表に組み込むなど確実に年休が取得できるよう具体的措置を要求していきます。

5 「夜勤は個人月8日以内」守れ！

公共労と公立共済本部は「夜勤は個人につき月8日以内とする」という覚書を1996年に結んでいます。覚書から22年。もう「努力はしているができない」では済まされません。期限を切って解決策を示させます。解決までの時限措置として夜間看護手当の増額を要求します。

6 柔軟な雇用を可能に！

公立共済本部でも「ワークライフバランス」は進めたい課題ですが現場では進んでいないのが実情です。子育てしながらも正規職員のまま短時間勤務などの柔軟な働き方が可能になれば、仕事を辞めずに済む人がたくさんいます。離職防止にもなる要求です。

7 正確な労働時間の把握と「サービス残業の一掃」を！

「サービス残業」は「もらえるはずの残業代がもらえなくて損」というお金の面だけでなく、長時間労働にもつながるものです。昨年、厚労省が策定した、使用者に対して適正に労働時間管理をすることを求めた「ガイドライン」に沿って是正を要求します。

8 ハラスメントの防止を！

パワハラ、セクハラ、マタハラなど人権を侵害するハラスメントは絶対に許せません。公立共済の病院でも「医者からものを投げつけられた」という事例も報告されています。早急な調査と改善のための具体的な措置を要求します。